

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年11月12日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

南部処理区蒔田地区緊急対策工事
(舗装補修工 一式)

2 履行場所

南区堀ノ内町1丁目4番地3地先

3 契約日

令和2年7月29日

4 履行期間

令和2年7月29日から令和2年8月7日まで

5 契約金額

173,800円（うち消費税及び地方消費税額 15,800円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名 称 奈良建設株式会社
代表者 代表取締役 植本 正太郎
住 所 横浜市港北区新横浜1-13-3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和2年の7月に蒔田地区において、舗装の沈下がありました。今後、自動車等の通行により重大事故が起こる可能性があることから、舗装補修の緊急対策工事を実施する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

被災場所は、現在施工中である「南部処理区井土ヶ谷幹線下水道再整備工事（その3）」の施工場所に近いため、本件緊急工事の実施にあたり、早急に対応が可能な当該工事の請負人である「奈良建設株式会社」を契約の相手方としました。

9 所管課

環境創造局下水道事務所